

令和2年3月18日

大阪市職員労働組合経済局支部  
支部長 上石 英毅 様

大阪市経済戦略局長 柏木 陸照

2020年度業務執行体制にかかわる要員確保に関する申し入れに対する回答

2019年10月24日付け「2020年度業務執行体制にかかわる要員確保に関する申し入れ」について、次のとおり回答します。

記

- ・ 令和2年度の業務執行体制について、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応し、真に必要な市民サービスの低下をきたすことのないよう、事務事業の精査を加えながら、業務内容と業務量に見合った業務執行体制を構築していきたいと考えています。
- ・ 時間外労働の縮減については、全庁的な取組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組むとともに、年次有給休暇についても、引き続き計画的な休暇取得の促進及び休暇を取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、労働安全衛生対策として安全衛生委員会を定期的開催し、職員の健康増進に努めてまいります。  
仕事と子育ての両立については、「仕事と生活の両立支援プラン ～ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして～」(大阪市特定事業主行動計画)のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりに取り組んでいくべきものと認識しています。
- ・ 会計年度任用職員の任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務内容や業務量を勘案のうえ適切に行ってまいります。
- ・ 大規模災害にかかる行政対応については、近年の数次にわたる災害への対応についての検証を踏まえ、大災害発生時においても職員が速やかに参集し初動体制を確保できるよう、引き続き局災害対策実施マニュアルの改訂・整備等対応・対策の検討を行ってまいります。
- ・ 経営形態の変更などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えています。